



## 議院運営委員会

議院運営委員会は、衆参両院に置かれている委員 25 名から成る常任委員会の一つで、通称「議運」と呼ばれています。参議院では所属議員数 10 名以上の会派（交渉会派）にその委員及び理事が割り当てられています。議運は議長の諮問機関として、国会全体の運営に重要な役割を果たしています。（以下、衆参で多少の差異もありますが、参議院を視点に記述したいと思います。）

常任委員会は、議院規則の定める所管事項について付託案件の審査及び調査を行っています。議運は、議院の運営に関する事項、国会法その他議院の法規に関する事項、議長の諮問に関する事項、国立国会図書館の運営に関する事項、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会に関する事項について所管することとされています（参規 74、衆規 92）。各会派が議院の運営について全般的に審議又は協議する場となっている点に最大の特色があり、これらについては特段の付託案件等がなくとも緊急の必要がある場合には臨機に開会することが求められるので、議運委員会は会期中いつでも開くことができる旨の特別な規定が議院規則に設けられています（参規 74 の 5、衆規 67 の 2）。

では、具体的に議運で協議されている案件は何かというと、本会議の日程（開会日時、議事案件、発言時間等）を始め、各委員会の構成、特別委員会の設置、会期及び会期延長、本会議における議案の趣旨説明、国会同意人事、閣僚の海外出張、委員派遣承認、公聴会開会承認、その他議院の庶務的事項など、非常に広範多岐にわたります。

それらの実質的な協議は理事会で行われることが多く、委員会に付議されずに理事会限りで処理されるものもあります。委員会は、正副議長出席の下、本会議開会前に本会議場及び正副議長室に隣接する議長応接室で短時間開会されることがほとんどであり、理事会での協議に基づき本会議の議事等について決定しています。しかし、日本銀行総裁等の特定の国会同意人事候補者からの所信聴取や、第 186 回国会における国会法改正案等のように、他の委員会と同様に委員会室で委員会を開会し、審査を行うこともあります。

議運は、国会審議をめぐって与野党が対立して国会が空転又は紛糾している場合であっても、最後まで各会派間の窓口となって理事会協議を重ね、事態を打開・收拾するための糸口を探ります。このことから議運は国会の赤十字的な性格を有していると言えます。可能な限り理事会で各会派合意の上で各案件を協議決定するのが原則ではありますが、残念ながら協議が調わなかった場合は、委員会で当該案件（本会議の議事、議案の付託等）について、挙手採決をもって可否が決定されることがあります。

また、本会議中において緊急の事態が発生した場合の場内協議も議運理事の役割です。不穏当発言、議事進行動議の提出、答弁漏れなど、場内協議の必要が生じると議運理事が登壇して協議を行うこととなり、当意即妙な対応が求められます。

以上のように、議運はその名のとおり、円滑な議院運営のための重要な役割を担っています。国会運営の要として、非常に注視されている常任委員会です。

こむろ たかし  
（小室 敬・委員部議院運営課）